

平成 19 年 1 月 19 日

大阪市監査委員	新 田 孝
同	奥 野 正 美
同	高 橋 敏 朗
同	高 瀬 桂 子

住民監査請求について（通知）

平成 18 年 12 月 28 日付けであなたから提出された地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求につきましては、請求の内容を法律上の要件に照らして審査しました結果、次の理由により住民監査請求の対象となりませんので通知します。

記

1 請求の要旨

本件請求の内容を要約すると次のとおりである。

ゆとりとみどり振興局は、「長居公園整備工事に伴う設計業務委託契約」、「長居公園公園灯新設工事に伴う設計業務委託契約」を締結し、いずれも 430,500 円が支出されることになっている。これら工事の対象区域には労働者がテントを張って野宿生活を続けている。工事の規模及び内容から考えて、工事に必要な期間、必要な部分のテントを一時的に立ち退かせれば済むことであるにも拘らず、あくまでもテントの全面的・恒久的撤去にこだわる事自体、工事そのものは労働者を排除して行くための名目に過ぎず、工事を行うことは明らかな人権侵害である。さらには、市の行為は、国際人権規約である社会権規約 11 条 1 項に違反し、憲法 98 条 2 項にも違反する。

以上の趣旨から、今回、設計業務委託料として支払われる事になっている公金は、極めて不当な支出である事は明らかであるので、市長に対して、支出決裁権者等による公金の損害を補填するための措置を講じるよう、監査委員が勧告することを求める。

2 地方自治法第 242 条の要件に係る判断

本件請求は、次のとおり、地方自治法（以下「法」という。）第 242 条の要件を満たさないものと判断する。

住民監査請求においては、財務会計上の行為又は怠る事実（以下「財務会計上の行為等」という。）について、違法性又は不当性が主観的に思料されるだけでなく、具体的な理由により、当該行為等が法令に違反し、又は行政目的上不当である旨を摘示して初めて請求の要件を満たすべきところ、本件請求においては、請求人は、労働者排除のための名目に過ぎない長居公園整備工事等は人権侵害であり、国際人権規約や憲法に違反していると主張するにとどまっている。

請求人の主張は、設計業務委託とは別の今後行われる予定の長居公園整備工事等について違法不当と主張するものであっても、自ら請求の対象とする財務会計上の行為たる2件の設計業務委託料支出そのものの違法不当性を、直接、具体的な理由をもって個別に摘示しているとは言えない。

また、請求人の主張を、本市による長居公園整備事業の施行決定という「財務会計上の行為等の前提又は原因となる非財務会計上の行為」（以下「先行行為」という。）が違法不当であり、そのために財務会計上の行為等が違法不当性を帯びているとの主張と解するとしても、先行行為が違法不当であれば財務会計上の行為等もすべからず違法不当となり、すべてが住民監査請求の対象となり得るとするのであれば、結果的に行政一般の判断の可否を住民監査請求によって広く問い得ることとなり、このようなことは、住民監査請求の対象を財務会計上の行為等に限った法の趣旨、目的等を逸脱し許されないとされており、先行行為の性質、違法事由の内容と程度、先行行為と財務会計上の行為等との関係等を勘案し、先行行為の重大かつ明白な瑕疵等を具体的な理由をもって摘示することが必要と解されているところ、請求人の主張は、単に主観的な思料に基づき、労働者排除問題と長居公園整備工事等との関連性について独自の見解を述べているに過ぎず、それ以外に何ら具体的な摘示はなされていない。